

【再評価】

事業区分	事業名	事業概要	経緯 上:事業化等 下:前回評価	事業費 〔億円〕 上:全体 下:H28末まで (進捗率)	前回評価時からの 費用対効果分析の要因の変化等 ※1	審議区分	再評価 該当要件	対応方針 (原案)	備考
河川	旭川直轄河川改修事業 (岡山河川事務所)	旭川は、岡山県中央部に位置する流域面積1,810km ² 、幹川流路延長142kmの一級河川である。旭川下流部は、岡山県における行政・経済の中心的役割を担っている。本事業は、戦後最大規模洪水(昭和47年7月洪水)と同規模の降雨で発生する洪水に対して、下流地区及び百間川については、洪水氾濫による家屋等の浸水被害防止または軽減を図るため、中流地区においては浸水被害の防止を図るために河川整備を実施する。	H25 (河川整備計画)	253	有	一連区間の事業が進捗したため 旭川右岸の築堤(高潮堤)の完成 百間川河口水門の完成	重点 審議	再評価後 3年経過	継続
			H25 (報告)	137 (54%)					
河川	旭川直轄河川改修事業(旭川放水路) (岡山河川事務所)	旭川は、岡山県中央部に位置する流域面積1,810km ² 、幹川流路延長142kmの一級河川である。旭川下流部は、岡山県における行政・経済の中心的役割を担っている。旭川放水路を整備することで、基準地点下牧の計画高水流量6,000m ³ /sのうち旭川放水路に2,000m ³ /sの分流を行い、岡山市の浸水被害の軽減を図る。	S45	903.0	有	一連区間の事業が進捗したため 旭川右岸の築堤(高潮堤)の完成 百間川河口水門の完成	重点 審議	再評価後 3年経過	継続
			H25 (報告)	882 (98%)					
河川	江の川下流土地利用一体型水防災事業(川平地区) (浜田河川国道事務所)	江の川下流部の川平地区は地盤高が低く度重なる洪水被害に見舞われ、昭和47年7月洪水では地区全体で浸水被害が発生している。本事業は、河川整備計画に基づき、戦後最大となる昭和47年7月洪水と同規模の洪水に対して洪水氾濫による家屋の浸水被害を防止するため江津市による土地利用の調整と合わせて、土地利用一体型水防災事業により宅地嵩上げ等による河川改修を実施する。	H13	45	有	事業期間が10%以上延長	重点 審議	再評価後 3年経過	継続
			H25	22 (49%)					
道路	一般国道9号 三隅・益田道路 (浜田河川国道事務所)	一般国道9号は、京都市から下関市に至る延長約755kmの主要幹線道路である。三隅・益田道路は、緊急輸送道路の確保、第3次医療施設への速達性向上、広域的観光ルートの形成を目的とした延長15.2kmの道路整備である。	H23新規	660	無	-	要点 審議	新規事業 採択後 5年経過	継続
			-	118 (18%)					
道路	一般国道180号 岡山環状南道路 (岡山国道事務所)	一般国道180号は、岡山県岡山市北区を起点から島根県松江市に至る延長約174kmの主要幹線道路である。岡山環状南道路は、岡山市都市部で発生している交通渋滞の緩和、交通安全の確保、沿道環境の改善等を図り、都市機能の充実、地域経済の発展や拡大を推進することを目的とした延長2.9kmの道路整備である。	H21	223	無	-	要点 審議	再評価後 3年経過	継続
			H25再	66 (30%)					
道路	一般国道2号 福山道路 (福山河川国道事務所)	一般国道2号は、大阪市から北九州市に至る延長約670kmの主要幹線道路である。福山道路は、福山都市圏の交通混雑の緩和及び交通安全の確保、周辺地域の連携強化を目的とした延長3.3kmの道路整備である。	H13	356	無	-	要点 審議	再評価後 3年経過	継続
			H25再	80 (22%)					
道路	一般国道2号 広島南道路 (広島国道事務所)	一般国道2号は、大阪市を起点とし、北九州市に至る延長約670kmの主要幹線道路である。広島南道路は、広島市中心部の通過交通を適切に処理し、渋滞緩和・交通安全の確保を図るとともに、港湾を拠点とする物流の効率化、広域な地域経済の連携強化を目的とした延長14.8kmの道路整備である。	H元	4,120	無	-	要点 審議	再評価後 3年経過	継続
			H25再	3,225 (78%)					

※1:「前回評価時からの費用対効果分析の要因の変化等」判定基準 以下A.~C.のいずれも満たす場合、変化「無」

- A. 事業目的に変更がない。
- B. 社会経済情勢の変化がない。(例:地元情勢等の変化がない)
- C. 前回評価時において実施した費用便益分析に関する要因に変更がない。
 1. 費用便益分析マニュアルの変更がない。[例:B/C算定方法に変更がない。]
 2. 需要量等の変化がない。[需要量等の減少が10%以内]
 3. 事業費の変化[事業費の増加が10%以内]
 4. 事業展開の変化[事業期間の延長が10%以内]

平成28年度 第3回 事業評価監視委員会 対象事業位置図

